

令和 5 年度古賀市地域公共交通計画調査事務 仕様書

1. 業務名

令和 5 年度古賀市地域公共交通計画調査業務

2. 業務目的

本業務は、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大を受けた公共交通需要の変化や公共交通の運転士不足等の地域公共交通を取り巻く環境の変化を踏まえ、市民の移動需要に応じた利便性と効率性が確保された交通ネットワークの再構築に向けた方向性を再検討するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）に基づく、古賀市地域公共交通網形成計画（令和 2 年 6 月策定）の次期計画となる古賀市地域公共交通計画策定のための調査等を実施するものである。

3. 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

4. 業務場所

古賀市内全域

5. 業務の内容

(1) 公共交通需要の調査

市民等の移動特性や公共交通の利用実態等を把握する。

①地域特性の整理

統計資料や既存資料等を活用して人口・世帯の状況、各種施設の立地状況などを整理する。

②移動特性の整理

国勢調査や過年度市民アンケート等を活用して、市民の移動特性を把握する。特に、西鉄バス古賀市内線の沿線においては、居住地や属性等に着目した詳細分析を行うとともに、地域協議会を活用して地域のニーズを把握する。

③公共交通利用状況の整理

公表資料や市所有データ、交通事業者提供データ等を基に、鉄道、路線バス、コミュニティ交通、タクシー、補完交通の運行状況、利用状況、運営状況等を整理する。

また、地域内でサービスを提供する旅客輸送サービスについて、関係部署の資料等を基に運行状況を整理する。

④西鉄バス市内線の将来需要試算

将来推計人口（H30総政局推計）を活用し、西鉄バス古賀市内線沿線の将来の移動需要及び路線バス需要について試算を行う。

⑤地域公共交通の問題点・課題の整理

古賀市地域公共交通網形成計画に記載の施策・事業の進捗状況の整理、数値指標の達成状況の整理を行い、網形成計画の効果検証を行う。

①～④の調査結果及び網形成計画の効果検証結果を基に、本市の地域公共交通の問題点及び課題を整理する。

(2) 沿線のまちづくり動向の整理

本市のまちづくりの将来像や各種事業の動向を把握し、地域公共交通の果たすべき役割や連携するべき事業等を整理する。

①まちづくりの将来像と地域公共交通が果たすべき役割の整理

各種上位・関連計画を基に、まちづくりの将来像やその実現に向けて地域公共交通が果たすべき役割を整理する。

②地域公共交通との連携可能な事業の整理

ワーケーションの推進や、民間事業者の開発、教育支援等の動向について、関係各課にヒアリングを行い、ネットワーク再検討にあたって必要となる、対象者の移動特性や需要量を把握する。

(3) 地域公共交通計画（案）のとりまとめ

市民の移動ニーズに対応した持続可能な公共交通体系の構築に向けた基本方針や目標、施策等を検討し、国が配布する「地域公共交通計画の作成の手引き」に準じて古賀市地域公共交通計画（案）をとりまとめる。

施策検討では、持続可能な公共交通体系の構築に向けた施策を検討する中で、特に西鉄バス古賀市内線については将来需要に応じた交通サービスへの再編方針も検討する。

また、西鉄バス古賀市内線の再編検討をはじめ各種施策や計画の目標等について、地域内の交通事業者との協議を行う。

(4) 協議会開催

地域公共交通計画案については、古賀市地域公共交通活性化協議会（古賀市地域公共交通会議を兼ねる）に諮りながら検討を進めることとする。本業務では、協議資料の作成や助言等の運営支援を行う。開催回数は4回を想定する。

6. 実施計画書の提出

本業務が円滑に遂行できるよう、作業実施に先立ち事前に十分な協議を行い、作業の進め方、工程実施体制等を記した実施計画書を提出し、本市の承認を得ること。あわせて、実施体制にかかる担当者名簿を提出すること。なお、個別具体的な作業方針についても、その都度協議の上、本市の承認を得るものとする。

7. 打合せ・協議

- (1) 本業務の遂行にあたっては、1名の担当者を置き、本市担当者との連絡を密にするように努め、打ち合わせに関しては、基本的に2ヶ月に1回程度の実施を予定するが、必要に応じて随時開催すること。また緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。
- (2) 受託事業者は、本業務の遂行に必要な知識・実務経験を有する者を実務責任者として置くとともに、適切な人員配置のもとで業務を進めること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと。また、その内容について、議事録を作成し、提出すること。

8. 中間報告について

市が報告を求めた際は、中間報告を行うこと。

9. 成果品

成果品は次に定めるものとする。

- ① 古賀市地域公共交通計画 電子データ一式
- ② 業務報告書 A4判簡易製本 1部 及び 電子データ一式
※電子データは、本市のPC環境で加工可能なデータ形式（ワード、エクセル、PDF形式等）で納入すること。また、業務において作成した調査・分析資料等のデータについては、随時、市へ提供すること。

10. その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託事業者の負担とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
- (3) 受託事業者は、古賀市個人情報保護条例（平成14年10月4日条例第23号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託事業者の負担とする。

- (6) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。
- (7) 受託事業者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (8) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規則等に準拠して行うものとする。

1 1. 担当部署

古賀市地域公共交通会議事務局

古賀市経営戦略課経営戦略係

住所：〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1

電話番号：092-942-1113

ファックス：092-942-3758

メールアドレス：k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp